

1. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）の概要

1. 1. パーパスとスケジュール

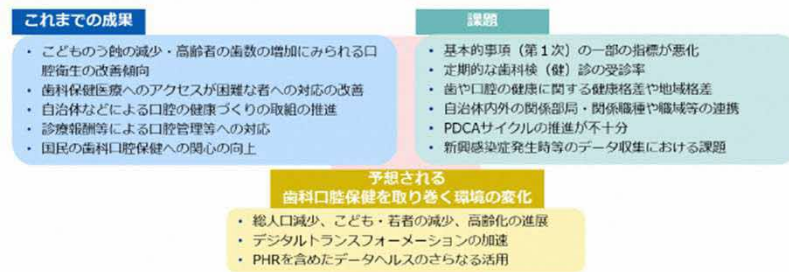
- 第二次計画では、“全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現”を計画のビジョンとしています。
- 計画期間は、令和6年度～令和17年度までの12年間で、令和11年度に中間評価、令和15年度に最終評価が予定されています。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）の概要のパーパスとスケジュール

パーパス

- 第一次計画では、口腔衛生状態に改善を認めるものの、一部の指標が悪化する、歯科疾患の有病状況等に地域格差があることが課題としてあります
- 今後は少子高齢化の進展、DXの加速、PHRの活用などの社会の変化が発生すると予想しています
- 第二次計画では、「**全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現**」をビジョンとして掲げています
- ビジョン実現に向けて、①**個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくり**を行い、②**より実効性をもつ取組を推進**するとされています

計画のパーパス



歯科口腔保健パーパス **全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる**
Oral Health Purpose **歯科口腔保健の実現**

①個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備

②より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施

- 様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健施策を展開するとともに、ライフコースアプローチに基づいた歯科口腔保健施策の推進
- 様々な担い手が有機的に連携することによる社会環境の整備
- 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
- 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化

スケジュール

- 第二次計画では、**令和6年度～令和17年度までを対象とする12年間**が計画期間と位置付けられています
- 歯科疾患実態調査が令和6年度に実施されることを踏まえ、計画のベースライン値は、計画期間開始後の令和7年度頃に公表されます
- **令和11年度に中間評価、令和15年度に最終評価が実施**される予定です
- いずれも健康日本21（第三次）の計画等と調和を図っています

計画のスケジュール



1. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）の概要

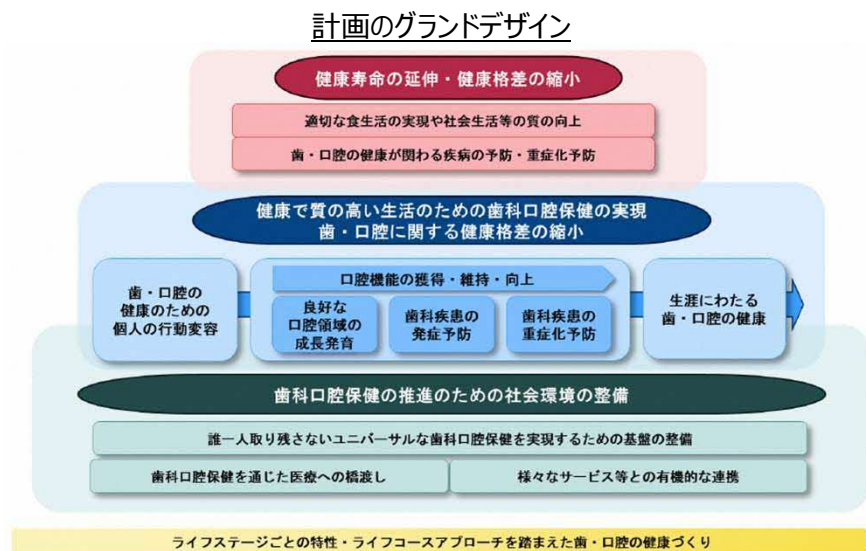
1. 2. 全体像と計画骨子

- 前頁のビジョン実現のために、“健康寿命の延伸・健康格差の縮小”を最上位の目標とし、“個人の行動と健康状態の改善”及び“社会環境の質の向上”、“ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり”が推進されます。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）の全体像(概念図)と計画骨子

全体像(グランドデザイン)

- “健康寿命の延伸・健康格差の縮小”、“健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現と歯・口腔に関する健康格差の縮小”、“歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備”を視点に歯・口腔の健康づくりを進めていくとされています
- ライフステージごとの特性等も踏まえつつ、生涯を通じ切れ目ない「**ライフコース**」に沿った**歯科口腔保健**に関する施策が展開されます



計画骨子

- 第1章 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第1次)の最終評価及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)に向けた課題
- 第2章 歯科口腔保健の推進に関するパーパス等について
- 第3章 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針
- 第4章 歯科口腔保健の推進のための目標・計画
 - 歯・口腔に関する健康格差の縮小
 - 歯科疾患の予防
 - 口腔機能の獲得・維持・向上
 - 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難なものに対する歯科口腔保健における目標
 - 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備
 - 指標と歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルの関係性について
 - 参考指標の考え方
 - 補完的指標の考え方
- 第5章 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項
 - 歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価
 - 目標、計画策定の留意事項
- 第6章 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項
- 第7章 調査及び研究に関する基本的な事項
- 第8章 その他歯科口腔保健の推進に関する事項

2. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）の詳細（1 / 3）

- 第二次計画では、「歯・口腔に関する健康格差の縮小」、「歯科疾患の予防」、「口腔機能の獲得・維持・向上」、「定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」、「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」の5つの基本的な方向を掲げ、計画を推進することとなっています。
- 「歯・口腔に関する健康格差の縮小」では、地域等格差の解消により、すべての国民の質の高い歯科口腔保健の実現を目指しています。
- 「歯科疾患の予防」では、主たる歯科疾患であるう蝕、歯周病等の予防・重症化予防を図ることにより、歯の喪失防止を推進することが目指されています。

基本的な方向に定める内容

歯・口腔に関する健康格差の縮小

- 乳幼児期や学齢期のう蝕の有病状況などは地域格差が指摘されており、また、社会的経済的要因により、う蝕の罹患状況が高くなるなど健康格差も指摘されています
- 歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成を目標としています
- 推進に当たっては、従来のポピュレーションアプローチに加え、ハイリスクアプローチを組み合わせることで効果的に取り組むことが求められています

（主な目標項目）

- 歯・口腔に関する健康格差の縮小

歯科疾患の予防

- 主たる歯科疾患であるう蝕、歯周病等の予防・重症化予防を図ることにより、歯の喪失防止を推進することが目指されています
- う蝕については、小児のう蝕歯数に関する地域格差への対策や、根面う蝕等の高齢者特有の歯科疾患への対応が重要とされています
- 歯周病については、依然有病率が高い世代(40代以降)の有病率の減少を目指すとともに、糖尿病等の関連性が指摘されていることから、全身の健康の増進を図る観点からのアプローチも必要とされています
- 歯の喪失防止については、歯の喪失防止は咀嚼機能・嚥下機能や構音機能等の口腔機能の保持につながるため、引き続き取り組む必要があるとされています

（主な目標項目）

- う蝕を有する乳幼児・児童生徒の減少
- 根面う蝕を有する者の減少
- 歯周病を有する者の減少
- より多くの自分の歯を有する高齢者の増加

2. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）の詳細（2 / 3）

- 「口腔機能の獲得・維持・向上」では、ライフステージに応じた課題への対応や、高齢期を見据えたライフコースの観点からのアプローチを推進していくことが示されています。
- 「定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標」では、障害者・障害児及び要介護高齢者に対する、歯科検診・歯科保健指導等の歯科口腔保健の推進を目標として掲げています。

基本的な方向に定める内容

口腔機能の獲得・維持・向上

- 食べる喜び、話す楽しみ等の**QOL(生活の質)の向上**を図るために、**適切な口腔機能の獲得・維持・向上**が必要とされています
- 口腔機能については、小児の口腔機能発達不全症や高齢期の口腔機能低下症など、**ライフステージに応じた課題**が生じるため、それらに応じた取組が推進されます
- 高齢期の口腔機能の低下は、高齢期以前からの生涯を通じた様々な要因が影響するため、**ライフコースの観点からアプローチ**することが有用としています

（主な目標項目）

- よく噛んで食べることができる者の増加
- より多くの自分の歯を有する者の増加

定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

- 定期的に歯科検診や歯科医療等を受けることが困難な障害者・障害児及び要介護高齢者等に対しては、その状況に応じた、歯科口腔保健の推進を図っていく必要があるとされています
- **障害者・障害児**については、疾患が進行すると、歯科治療がより困難になることもあるため、**歯科健診や歯科保健指導等による一次予防や重症化予防**を重要視することが示されています
- **要介護高齢者**の歯科口腔保健は、食事や生活など日常生活において重要な役割を担うことに加え、**誤嚥性肺炎等の予防**等の観点からも重要であるため、更なる推進を目指しています

（主な目標項目）

- 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進
- 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進

2. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）の詳細（3 / 3）

- 「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」では、誰ひとり取り残さない歯科口腔保健の推進のため、個人を支える社会環境の整備が必要であることから、地方公共団体に歯科口腔に関する条例の策定や各種施策の実施を求めています。
- 第二次計画では、歯科口腔保健パーパスの実現に向けて、実効性のある計画とするべく、ロジックモデルの考え方を採用しており、ロジックモデルを用いて、各種取組や目標項目等を整理しています。

基本的な方向に定める内容／ロジックモデルの考え方

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- 誰ひとり取り残さない歯科口腔保健を推進するために、**社会全体として歯科・口腔の健康づくりの支援を行うための環境整備が必要**とされています
- それらの整備を図るため、地方公共団体には、条例の制定、基本的事項の策定、口腔保健支援センターの設置、人材の育成等を進めることを求めています
- 地方公共団体では、歯科検診の実施や、定期的な歯科健診の受診勧奨により、歯科疾患等の早期発見・早期治療を促すとともに、フッ化物歯面塗布などによる歯科疾患の予防に取り組むこととされています

（主な目標項目）

- 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定
- PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施
- 歯科健診の受診者の増加
- 歯科検診の実施体制の整備
- う蝕予防の推進体制の整備

（参考）ロジックモデルの考え方

- 第二次計画では、歯科口腔保健パーパスの実現に向けて、実効性のある計画となるよう、ロジックモデルの考え方が採用されています
- 各種取組や目標項目等をインプットストラクチャー、アウトプット、アウトカム、インパクトに分けて、整理しています

歯科口腔保健分野のロジックモデル



(参考) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)の目標項目(1/4)

歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成

| 項目案 | 指標案 | 目標値 (令和14年度) |
|-----------------|----------------------------|-----------------|
| 歯・口腔に関する健康格差の縮小 | 3歳児で4本以上のう蝕のある者の割合 | 0% |
| | 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数 | 25都道府県 |
| | 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合 | 5% |

歯科疾患の予防

1. う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成

| 項目案 | 指標案 | 目標値 (R14年度) |
|-------------------|--------------------------------|----------------|
| う蝕を有する乳幼児の減少 | 【再掲】3歳児で4本以上のう蝕のある者の割合 | 0% |
| う蝕を有する児童生徒の減少 | 【再掲】12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数 | 25都道府県 |
| 治療していないう蝕を有する者の減少 | 20歳以上における未処置歯を有する者の割合 | 20% |
| 根面う蝕を有する者の減少 | 60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合 | 5% |
| 参考指標 | 3歳児でう蝕のない者の割合 | 95% |
| | 12歳児でう蝕のない者の割合 | 95% |

2. 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成

| 項目案 | 指標案 | 目標値 (R14年度) |
|-----------------|----------------------------|----------------|
| 歯肉に炎症所見を有する者の減少 | 10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合 | 10% |
| | 20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合 | 15% |
| 歯周病を有する者の減少 | 40歳以上における歯周炎を有する者の割合 | 40% |
| | 参考指標 | |
| | 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合 | 10% |
| | 40歳代における歯周炎を有する者の割合 | 25% |
| | 60歳代における歯周炎を有する者の割合 | 45% |

(参考) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)の目標項目(2/4)

歯科疾患の予防

3. 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成

| 項目案 | 指標案 | 目標値 (令和14年度) |
|---------------------|------------------------------|-----------------|
| 歯の喪失の防止 | 【再掲】40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合 | 5% |
| より多くの自分の歯を有する高齢者の増加 | 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合 | 85% |
| 参考指標 | 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合 | 95% |

生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上

1. 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成

| 項目案 | 指標案 | 目標値 (R14年度) |
|--------------------|------------------------------|----------------|
| より噛んで食べることができる者の増加 | 50歳以上における咀嚼良好者の割合 | 80% |
| より多くの自分の歯を有する者の増加 | 【再掲】40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合 | 5% |
| 参考指標 | 60歳代における咀嚼良好者の割合 | 80% |
| | 80歳での咀嚼良好者の割合 | 70% |

定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

1. 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

| 項目案 | 指標案 | 目標値 (R14年度) |
|-------------------|---|----------------|
| 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進 | 障害者支援施設及び障害児入所施設での過去1年間の歯科検診実施率 | 90% |
| 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進 | 介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去1年間の歯科検診実施率 | 50% |

(参考) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)の目標項目(3/4)

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

1. 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備

| 項目案 | 指標案 | 目標値 (令和14年度) |
|-----------------------------|--|-----------------|
| 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定 | 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合 | 60% |
| PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施 | 歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合 | 100% |
| 参考指標 | 市町村支援を実施している歯科口腔保健の推進体制の整備 | 47都道府県 |
| | 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(歯科口腔保健計画を含む)を策定している市町村の割合 | 100% |

2. 歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備

| 項目案 | 指標案 | 目標値 (R14年度) |
|--------------|------------------------------------|----------------|
| 歯科検診の受診者の増加 | 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合 | 95% |
| 歯科検診の実施体制の整備 | 法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合 | 100% |

(参考) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)の目標項目(4/4)

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

3. 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進

| 項目案 | 指標案 | 目標値 (R14年度) |
|--------------|---|----------------|
| う蝕予防の推進体制の整備 | 15歳未満でフッ化物応用の経験がある者 | 80% |
| 参考指標 | 乳幼児期におけるフッ化物塗布に関する事業を実施している市町村の割合 | 80% |
| | 学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合 | 60% |
| | 歯周病に関する事業を実施している都道府県数 | 47都道府県 |
| | 口腔機能の育成に関する事業を実施している都道府県数 | 47都道府県 |
| | 口腔機能低下対策に関する事業を実施している都道府県数 | 47都道府県 |
| | 障害者・障害児に対する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数 | 47都道府県 |
| | 要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数 | 47都道府県 |
| | 在宅等で生活する障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数 | 47都道府県 |
| | 在宅等で生活する要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数 | 47都道府県 |
| | 医科歯科連携に関する事業を実施している都道府県数 | 47都道府県 |